○外務省令第一号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

外務大臣　上川　陽子

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

	種別／国又は地別／単位	インド	インドネシア	カンボジア	シンガポール	スリランカ	タイ	大韓民国	中華人民共和国	中華人民共和国（香港特別行政区）	ネパール	パキスタン
		インド・ルピー	ルピア	リエル	シンガポール・ドル	スリランカ・ルピー	バーツ	ウォン	元	香港・ドル	ネパール・ルピー	パキスタン・ルピー
1	遺産の保護管理	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100
2	遺言の公証	3,350	630,000	170,000	55	13,580	1,430	52,000	285	320	5,430	10,960
3	一般入国査証	1,800	330,000	90,000	29	7,140	750	27,000	150	170	2,860	5,770
4	数次入国査証	3,550	660,000	175,000	58	14,280	1,500	55,000	300	330	5,710	11,540
5	通過査証	400	80,000	20,000	7	1,660	180	6,000	35	40	670	1,350
6	再入国の許可の有効期間の延長	1,800	330,000	90,000	29	7,140	750	27,000	150	170	2,860	5,770
7	難民旅行証明書の有効期間の延長	1,500	270,000	75,000	24	5,960	630	23,000	125	140	2,380	4,810
8	国籍証明	2,600	480,000	130,000	43	10,480	1,100	40,000	220	240	4,190	8,460
9	在留証明	700	130,000	35,000	12	2,860	300	11,000	60	70	1,140	2,310
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明	700	130,000	35,000	12	2,860	300	11,000	60	70	1,140	2,310
11	職業証明	1,200	220,000	60,000	19	4,760	500	18,000	100	110	1,900	3,850
12	翻訳証明	2,600	480,000	130,000	43	10,480	1,100	40,000	220	240	4,190	8,460
13	署名又は印章の証明											
	イ. 官公署に係るもの	2,650	490,000	130,000	44	10,720	1,130	41,000	225	250	4,290	8,650
	ロ. その他のもの	1,000	190,000	50,000	17	4,040	430	15,000	85	90	1,620	3,270
14	遺骨証明	1,500	270,000	75,000	24	5,960	630	23,000	125	140	2,380	4,810
15	原産地証明	2,600	480,000	130,000	43	10,480	1,100	40,000	220	240	4,190	8,460
16	日本品の外国輸入証明	2,250	420,000	110,000	37	9,040	950	35,000	190	210	3,620	7,310
17	船内遺留品目録証明	550	100,000	25,000	9	2,140	230	8,000	45	50	860	1,730
18	航行報告証明	750	140,000	40,000	13	3,100	330	12,000	65	70	1,240	2,500
19	第８号から前号までに掲げるもの以外の証明	1,250	230,000	60,000	20	5,000	530	19,000	105	120	2,000	4,040